近年における特定農林水産物等の名称の保護をめぐる国内外の動向に鑑み、 当該名称の保護に関する制度

を確立することにより、 特定農林水産 物等 の生産業者 \mathcal{O} 利 益 $\overline{\mathcal{O}}$ 保護 を図り、 もって農林 水産業及び そ \mathcal{O} 関連

産業の 発展に寄与し、 併せて需要者 の利益を保護する必要がある。 これが、 この 法律案を提出 「する理・ 由 であ

る。